

## ちばし消費者応援団（個人会員）登録申請書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉県市長

ちばし消費者応援団の登録に関する要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。なお登録にあたり、法令を遵守すること、公序良俗に反する活動を行う団体に所属していないこと及び、ちばし消費者応援団として活動するにあたり、政治活動、宗教活動又は営利を目的とする活動を合わせて行わないことを誓約します。

## 記

①申請者氏名	
②年齢	
③申請者住所	
(千葉市内に在住していない方) 勤務先または通学先	(勤務先または通学先)  (勤務先または通学先の所在地)
④電話番号	
⑤FAX番号	
⑥メールアドレス	
⑦消費者教育を学び実践したいと思っていること	※裏面の消費者教育の実践例を参考に、①～⑧の番号を記入してください。(複数回答・自由記入可)

資料の送付を希望される場合は、ご希望の受取方法にチェック (☑) をしてください。

電子メール  郵送

(お問い合わせ先)

〒260-0045

千葉市中央区弁天1-25-1

千葉市消費生活センター

電話043-207-3602

## 消費者教育の実践例

番号	実践例	種類
①	消費生活センターが主催する講座やちばし消費者応援団（団体会員）等が行う消費者教育に関するイベントに参加する。	(ア)自ら進んで消費者教育に親しみ、理解を深めること。
②	消費生活センターが発行する「暮らしの情報いずみ」や消費者教育に関する冊子を定期的に確認する。	
③	商品やサービスをめぐるトラブルがあった場合に、関係する情報を入手し、消費生活センター等への相談を行い、企業と問題解決に向けた交渉を行う。	(イ)社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために消費者教育を実践すること。
④	地域で防犯パトロール活動を行う。 町内自治会の回覧や掲示板を利用し、悪質商法に関する注意喚起を行う。 消費者被害の防止のため、高齢者に声掛けをする。	
⑤	ゴミの減量のため、エコバッグの持参やゴミの分類を行う。 地球温暖化に配慮し、節電を行う。	
⑥	食品ロスをなくすため、食品廃棄の削減やフードバンクの活用に努める。 地域の活性化や輸送燃料の削減を考え地元の農産物を積極的に消費する。	
⑦	発展途上国との公平な貿易を進め、途上国の低賃金労働を改善するフェアトレード商品を購入する。	
⑧	消費生活センターが主催するイベントやちばし消費者応援団（団体会員）等が行う消費者教育に関する事業に協力する。	(ウ)センター及び各種団体が行う消費者教育に関する事業に協力すること。

※（参考）ちばし消費者応援団の登録に関する要綱

### 第3条第3項

個人会員として登録することができる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 千葉市に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 次に掲げる活動のいずれかを行うこと。

ア 自ら進んで消費者教育に親しみ、理解を深めること。

イ 社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のため、別表に定める消費者教育の実践例等の消費者教育を実践すること。

ウ センター及び各種団体が行う消費者教育に関する事業に協力すること。